

別紙

果樹農業に係る PR 事業及びビジネスプランコンテスト 運営等業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後は、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。
協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

果樹農業に係る PR 事業及びビジネスプランコンテスト運営等業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 目的

本業務は、果樹栽培に関心のある就農希望者の掘り起こしを図るため、本県における果樹就農の魅力、産地の実情、就農に向けた学びや研修の流れ等を分かりやすく発信する PR 動画を作成するとともに、果樹分野への関心喚起及び就農意欲の向上に資するビジネスプランコンテストを開催することにより、果樹を就農品目の一つとして検討できる環境の整備に資することを目的とする。

4 委託業務内容

受託者は、県と十分に協議しながら、次の業務を行う。

(1) 業務全体の企画立案及び進行管理

ア 本業務全体の実施方針、実施工程及び業務実施体制を明らかにした業務計画を作成すること。

イ 県と十分に協議の上、進行管理を行うこと。

ウ 打合せ記録を作成し、県に提出すること。

(2) 県内果樹生産者へのインタビュー記事の作成

本県内に就農し、意欲的に農業に取り組む果樹生産者2名に対し取材を行い、インタビュー記事を作成する。なお、取材先生産者は委託者が決定する。

(3) PR動画の企画及び制作

ア 動画の企画

果樹栽培（主に梨）の魅力等について伝える動画（5分以内）を企画する。動画の

内容は以下の(ア)～(オ)を参考に、委託者と協議の上で決定する。

- (ア) 果樹就農の魅力
- (イ) 果樹就農に当たっての実態及び必要な準備
- (ウ) 先輩就農者、産地関係者、研修関係者等の声（インタビュー）
- (エ) 県が実施又は関与する就農支援との接続イメージ
- (オ) 対象樹種の経営の特徴及び地域での営農のイメージ

イ 動画の制作

- (ア) 必要な取材、撮影、編集、テロップ作成、ナレーション、BGM、字幕作成その他動画制作に必要な業務を行うこと。
- (イ) 県ホームページ、説明会、就農相談等で活用しやすい構成とすること。
- (ウ) 県と協議の上、短尺版又はダイジェスト版その他二次活用しやすい編集データを併せて作成すること。
- (エ) 成果品の著作権等に留意し、県が継続的に活用可能なものとする。

(4) PR 動画及びインタビュー記事の発信支援

- ア 制作した動画及びインタビュー記事の効果的な発信方法を整理し、提案すること。
- イ 県が実施する就農相談、説明会、ホームページ掲載、SNS 活用等での利用を想定した提供形式とすること。

(5) ビジネスプランコンテストの企画及び運営

ア 応募対象者

埼玉県内で果樹農業に係る新規事業に取り組もうとする個人、法人又は団体とする（応募者又は応募者の社員等が自ら果樹栽培を行う場合に限り）。

イ コンテストの企画

本県の果樹農業への関心喚起及び就農意欲向上に資するビジネスプランコンテストを企画する。企画に当たっては、次の事項を整理すること。

- (ア) 趣旨及び募集テーマ
- (イ) 募集方法及び広報方法
- (ウ) 応募様式及び応募受付方法
- (エ) 審査方法及び審査項目

（審査に当たっては、中立性を確保するとともに多様な視点から審査を行えるよう審査員候補を選定すること。審査基準及び審査員は、委託者と協議の上、決定すること。なお、審査員の女性比率を 42%以上 60%以下とすること。）

(オ) 賞及び表彰

（副賞は最優秀賞 100 万円以内、優秀賞 50 万円以内とし、委託金額に含むこと。本事業に賛同する協賛企業等を募り、企業・団体賞を設けることや、その他副賞を設けることも可能とする。）

- (カ) 当日運営方法
- (キ) 成果発信方法

ウ コンテストの運営

- (ア) 会場使用、進行台本作成、応募者対応、審査員対応、資料作成、当日運営その他必要な業務を実施すること。
- (イ) 実施方法は対面又はオンラインその他、県と協議の上決定すること。
- (ウ) コンテスト後に、参加者の就農相談、情報提供、研修制度案内等への接続を意識した構成とすること。
- (エ) ビジネスプランコンテストの周知に必要な広報素材（募集チラシ、募集案内文、ウェブ掲載用文章その他必要な媒体）を県と協議の上作成すること。

(6) その他

ア コンテストの趣旨に賛同する協賛企業等を募集する場合には、事前に委託者に協議し、その承認を受けること。協賛企業等が事業資金や物品・支援等サービスの提供を行う場合も同様とする。

イ コンテスト参加者の募集、最終審査会観覧者の募集に当たっては、専用のホームページを構築すること。構築に必要な Web サーバー等はすべて受託者において準備し、公開期間中の維持管理費等もすべて受託者にて負担すること。ドメインは埼玉県のサブドメインの使用を原則とする。デザインは委託者と協議の上、決定すること。

5 著作権等

ホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないように留意すること。

本委託業務で作成したホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等及び写真やイラスト等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む。）は委託者に帰属する。また、受託者は、県に対して、著作人格権を行使しないものとする。

6 成果物

以下の（1）から（10）を作成し、委託者が指定する日までに納入すること。

- (1) 業務計画書 一式
- (2) 打合せ記録 一式
- (3) PR 動画完成版データ 一式
- (4) 短尺版又はダイジェスト版動画データ 一式
- (5) 動画編集元データ又は県が二次利用可能な動画データ 一式
- (6) コンテスト運営関係資料 一式
- (7) 募集広報素材 一式
- (8) 実績報告書 一式
- (9) その他県が必要と認める成果品
- (10) 納品媒体、ファイル形式及び納品方法は、県と協議の上定める。

7 成果物の納入場所

埼玉県農林部農業支援課

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本委託業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき委託者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 受託者は、適切な事業推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、委託者及び関係者と必要に応じて打合せをすること。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (6) 本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。
- (7) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- (9) 委託者が受託者を決定した後、業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、遅滞なく委託者と協議を行い定めることとする。